

北上市こども計画調査・策定支援業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和6年4月
北上市

目次

<u>1</u>	<u>背景・目的</u>	3
<u>2</u>	<u>事業概要</u>	3
	(1) <u>件名</u>	3
	(2) <u>受託者の決定方法</u>	3
	(3) <u>内容</u>	3
	(4) <u>期間</u>	3
	(5) <u>提案価格</u>	3
<u>3</u>	<u>参加資格</u>	3
<u>4</u>	<u>参加申込</u>	4
	(1) <u>期間</u>	4
	(2) <u>提出書類</u>	4
	(3) <u>提出部数</u>	5
	(4) <u>提出方法</u>	5
	(5) <u>参加資格の審査結果の通知</u>	5
	(6) <u>参加申込受理後の辞退</u>	5
<u>5</u>	<u>企画提案書等の提出</u>	5
	(1) <u>期間</u>	5
	(2) <u>提出書類</u>	5
	(3) <u>提出部数</u>	7
	(4) <u>提出方法</u>	7
<u>6</u>	<u>質問の受付及び回答</u>	7
	(1) <u>受付期間</u>	7
	(2) <u>受付方法</u>	7
	(3) <u>回答</u>	7
<u>7</u>	<u>選定方法</u>	7
	(1) <u>選定委員会</u>	7
	(2) <u>選定手順</u>	7
	(3) <u>評価項目</u>	7
	(4) <u>プレゼンテーション</u>	8
	(5) <u>選定結果</u>	8
<u>8</u>	<u>契約交渉</u>	8
	(1) <u>交渉内容</u>	8
	(2) <u>仕様の合意</u>	9

<u>(3) 契約の締結</u>	9
<u>(4) 交渉の不調</u>	9
<u>9 日程</u>	9
<u>10 失格事項</u>	10
<u>11 留意事項</u>	10
<u>12 担当部門</u>	10

1 背景・目的

市では現在、第2期北上市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策を推進しているところであるが、計画期間が令和6年度をもって終了することから、第3期計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「北上市子ども計画（以下、「こども計画」という。）」に包含して策定する。

本委託業務は、こども計画策定において必要となる市の教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の状況把握や、各種調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、計画策定委員会（外部検討会議）等の運営支援などを実施するとともに、国のこども大綱等を勘案し、こども・若者の意見を反映させたこども計画を策定するまでの一連の作業を支援することを目的とする。

2 事業概要

(1) 件名

北上市こども計画調査・策定支援業務委託（以下「本事業」という）

(2) 受託者の決定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 内容

別紙「北上市こども計画調査・策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 期間

契約締結の日から令和7年3月19日まで

(5) 提案価格

提案上限金額 13,602千円（消費税及び地方消費税額を含む）

提案上限金額は、本委託に係る提案の上限額であり、契約期間の費用を全て含むものとする。

また、提案上限金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約金額については予定価格の範囲内において契約時に協議して定めるものとする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、参加申込の提出期限日において、次の要件を全て満たす法人または共同企業体とする。（共同企業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすこと。）

(1) 地方自治法施行令第167条の4（入札参加資格に関する事）の規定に該当

しないこと。会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

(2) 国税、地方税の滞納がないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (5) 国、岩手県及び北上市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治体において、直近の5年以内（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に、子ども・子育て支援事業計画について、受託実績を1件以上有すること。（企業体については、代表者が実績を有すること）

4 参加申込

(1) 期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月7日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

なお、令和6年度北上市競争入札等参加資格者台帳に登録がある者は、ウからカに掲げる書類の提出は不要とする。

共同企業体の場合は、

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

様式第1号のうち提案者の構成に応じた様式を用いて作成すること。

共同企業体の場合は、共同企業体の名称及び主たる事業者を記載するとともに、共同企業体を構成する事業者を全て記載の上、代表者印を押印すること。

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 定款

エ 法人登記簿謄本

オ 財務証表（直近のもの）

カ 国税及び地方税の納税証明書（税の未納が無いことを証明するもので、提出日から起算して3か月以内に取得したもの）

キ 地方自治体において、直近の5年以内（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に、子ども・子育て支援事業計画について、受託実績を1件以上有することを証する契約書等の写し

共同企業体の場合、共同企業体の主たる事業者はイからカの書類を構成員分も合わせて全て提出すること。加えて以下の書類も提出すること。

ク 共同企業体構成表（様式第11号）

ケ 共同企業体委任状（様式第12号）

コ 共同企業体協定書（任意様式）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

担当部署まで持参又は郵送

ア 持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに持参すること。

イ 郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。事故については申込者の責任とする。

(5) 参加資格の審査結果の通知

提出書類を審査の上、令和6年5月10日（金）までに全ての申込者（共同企業体の場合は主たる事業者）に対して審査結果を通知する。

(6) 参加申込受理後の辞退

参加申込書を受理後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退書（任意様式）を提出すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 期間

令和6年5月13日（月）から令和6年5月20日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案書別紙（任意様式）

※ 日本工業規格A4用紙横方向上閉じとし、文章は横書きとすること。

※ ページ数については任意とするが、ページ番号を付すこと。

※ 可能な限り平易な表現で作成すること。

※ 文字サイズは11ポイント以上とすること。

※ 副本は、事業者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

※ 構成項目は、下記のとおりとすること。

項目	記載内容
1 本業務に対する考え方	(1) 本業務に対する考え方 市の目指す姿や現行の課題をどのようにとらえているか、課題等に対する対応について具体的に記載すること。
2 事業者の特徴	(1) 会社情報 会社規模、財務状況、事業内容を記載すること。 共同企業体の場合は、全構成員の情報を記載すること。

<p>3 提案内容の特徴</p>	<p>(1) 提案のコンセプト 提案内容の特徴について記載すること。</p> <p>(2) こども計画策定に必要な調査 仕様書 6 (2) の調査について、手法、予定調査人数・範囲、想定される精度を記載すること。</p> <p>(3) こども等の意見の反映 仕様書 6 (7) アのこども等の意見の反映に係る措置について、こども等の意見を反映させる手法等について記載すること。</p> <p>(4) 市の地域特性の反映 こども計画策定にあたり、市の地域特性をどのように把握・分析し、計画へ反映させるか記載のこと。</p>
<p>4 業務管理体制</p>	<p>(1) 進捗管理 業務についての具体的手法、作業手順、進捗管理方法を明確に記載すること。</p> <p>(2) 役割分担 市と事業者の役割分担を記載すること。</p> <p>(3) スケジュール 策定に向けたスケジュールを記載すること。</p> <p>(4) サポート体制 法令や国の動向、他市の事例などの情報提供、計画策定における助言や子ども・子育て会議等の運営に関するサポート体制を記載すること。</p>
<p>5 追加提案</p>	<p>(1) 独自提案 その他、この業務に有効な独自の提案があれば、その内容を記載すること。</p>

ウ 見積書及び積算内訳書（任意様式）

- ※ 企画提案に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした積算内訳書（任意様式）を作成すること。
- ※ 消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
- ※ 北上市長宛てとし、提案者の商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印のうえ、提出すること。

エ 類似業務の実績リスト（様式第 6 号）

他自治体での子ども・子育て支援事業計画に係る業務実績を記載すること。

オ 業務の実施体制調書（様式第 7 号）

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部

(4) 提出方法

担当部署まで持参又は郵送

ア 持参の場合は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までに持参すること。

イ 郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。事故については提案者の責任とする。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月 22 日（月）から令和 6 年 5 月 14 日（火）午後 5 時まで

(2) 受付方法

次の質問フォームから提出すること。その他の方法（来庁、電話等）による質問は不可とする。

<https://logoform.jp/form/rtYq/564075>

(3) 回答

令和 6 年 5 月 16 日（木）午後 5 時までに、質問及び回答を市ホームページに掲載する。

7 選定方法

(1) 選定委員会

「北上市こども計画調査・策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、該当選定委員会が審査を行うものとする。

(2) 選定手順

提出された企画提案書等による書類審査、プレゼンテーション審査の結果、基準点（評価点の合計が 6 割）を満たした提案者のうち、評価点の合計が最も高い事業者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。

ただし、その候補者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い事業者から順に交渉を行う。

なお、最高得点者が複数いた場合は、1 位と評価した選定委員の数の多い順とする。1 位と評価した選定委員の数も同数の場合は、選定委員長が上位と評価した事業者とする。

(3) 審査項目

審査項目及び配点（別紙 1）のとおりとする。

(4) プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和6年5月22日（水）

詳細な時間は、参加事業者に別途通知する。

イ 場所

参加事業者に別途通知する。

ウ 実施時間

25分以内とし、目安として以下の配分とする。

(ア) プレゼンテーション：15分

(イ) 質疑：15分

エ 注意事項

- ※ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の締め切り後、くじにより決定する。くじの方法、時間、場所については別途通知する。
- ※ プレゼンテーションの内容は企画提案書の内容とする。なお、事業者が特定できるような発言は行わないこととする。
- ※ プレゼンテーションに対し選定委員会から出された質疑については、その場で即時に回答することとする。
- ※ 追加提案の説明書や参考資料の配布は認めない。
- ※ 受託者となった際、実際に市を担当する者等は説明者として出席すること。
- ※ プレゼンテーションに必要な機器や費用は参加事業者が用意、負担することとするが、実施会場、電源、机、椅子、スクリーン及びプロジェクターは市で用意することとする。
- ※ いかなる理由があろうとも、プレゼンテーションに欠席若しくは遅刻した場合は、審査の対象としないこととする。

(5) 選定結果

参加した全ての事業者（共同企業体の場合は主たる事業者）へ文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。

なお、選定結果についての異議申し立ては認めない。

8 契約交渉

受託候補者との契約に向けた協議等については、次のとおりとする。

(1) 交渉内容

受託候補者と契約についての協議を行い、契約条項及び仕様等を定める。協議に当たっては、受託候補者が議事録を作成し、委託者の承認をもって交渉の議事録として合意する。

(2) 仕様の合意

提案をそのまま仕様にすることはない。仕様書を基本とし、提案仕様との相違点について、合意した仕様を記述したものを契約締結の前に作成するものとする。

(3) 契約の締結

事前に協議及び合意した内容に基づき、改めて見積書を提出するものとする。この際の見積金額は、提案時の見積書に記載の額を上限とする。

(4) 交渉の不調

協議が整わない場合、次順位の提案者を受託候補者として交渉をする場合がある。なお、協議の期間は令和6年5月31日（金）までを目安とし、これまでに仕様等の合意が得られない場合は、原則として交渉の不調とする。

9 日程

全体スケジュールと契約締結までの事務手順等を次のとおりとする。

(1) 実施の公告

令和6年4月22日（月）

(2) 参加申込受付

令和6年4月22日（月）から令和6年5月7日（火）午後5時まで

(3) 質問の受付

令和6年4月22日（月）から令和6年5月14日（火）午後5時まで

(4) 質問への回答

令和6年5月16日（木）午後5時まで

(5) 参加資格審査結果通知

令和6年5月10日（金）

(6) 企画提案書の提出期限

令和6年5月13日（月）から令和6年5月20日（月）午後5時まで

(7) プレゼンテーション審査

令和6年5月22日（水）

(9) 審査結果公表

令和6年5月23日（木）

(10) 契約交渉

令和6年5月24日（金）から5月31日（金）

(11) 契約締結

令和6年5月31日（金）

10 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合。
- (3) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (4) その他、選定委員会が適当でないと判断した場合。

11 留意事項

- (1) 参加者が1者であった場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めないものとする。ただし、市の求めによるものである場合はこの限りではない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は本プロポーザルの審査業務に必要な範囲で複製、記録及び保存等を行う。

12 担当部門

ア 担当部署

北上市健康こども部子育て支援課

イ 所在地

〒024-0092 岩手県北上市新穀町一丁目4番1号

ウ 電話

0197-72-8261